

第六期帯広市障害福祉計画 (原案)

令和3年度～令和5年度

帯 広 市

目次

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 計画策定の背景と趣旨	
	2 計画の位置付け	
	3 計画の期間	
第2章	障害のある人の状況とサービス利用の現状・・・・・・・・	3
	1 障害のある人の状況	
	2 障害福祉サービス等の利用の現状	
第3章	これまでの計画の取り組みの評価及び検証・・・・・・・・	7
	1 重点項目の評価と検証	
	2 障害福祉サービス等の必要見込量の評価と検証	
	3 障害児通所支援の必要見込量の評価と検証	
	4 地域生活支援事業の実施状況の評価と検証	
第4章	取り組みの重点項目について・・・・・・・・	21
	1 基本的な考え方	
	2 成果目標の設定について	
第5章	障害福祉サービス等の見込量・・・・・・・・	27
	1 障害福祉サービス等の必要見込量	
	2 障害福祉サービス等の確保のための方策	
第6章	障害児通所支援の見込量・・・・・・・・	30
	1 障害児通所支援の必要見込量	
	2 障害児通所支援等の確保のための方策	
第7章	地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・	32
	地域生活支援事業の必要見込量	
第8章	計画の推進体制・・・・・・・・	37

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者基本法で掲げる共生社会の実現をめざし、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念とする第三期帯広市障害者計画に基づき、障害福祉施策を進めています。

また、第五期帯広市障害福祉計画（以下「第五期計画」という。）において、こうした各種施策の推進に向け、障害のある児童から大人まで幅広くサービス提供体制を確保するための方策を示しています。

第六期帯広市障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量を見込み、提供体制の確保の方策を示すために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として位置付けるものです。

